

---

プロジェクト	2013 年中に IASB により公表された新規の又は改正された会計基準等を対象とした IFRS のエンドースメント手続
項目	修正国際基準公開草案第 2 号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

---

### 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2016年3月17日に修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメントの募集は2016年5月31日に締め切られた。本公開草案に対しては、5通のコメントレターが寄せられた。
2. 本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。なお、2016年6月20日に開催された第27回IFRSのエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）における審議を踏まえ、一部修正している。

**修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案に対するコメント**

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案（2016年3月17日公表）

2. コメント募集期間

2016年3月17日～2016年5月31日

3. 意見募集文書を踏まえた公表物の名称及び公表時期

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL2	株式会社プロネクサス プロネクサス総合研究所
CL3	日本公認会計士協会
CL4	有限責任監査法人トーマツ

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL5	吉井 一洋	証券系シンクタンク研究員

## 5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、各々のコメントを要約している。なお、網掛けは事務局が付したものである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
<b>総論</b>		
<p>1) 究極的には、「削除又は修正」行うべきではなく、やむをえない場合にのみ慎重な検討のうえ、可能な限り最小限とすべきである。</p>	<p>当協会は、国際財務報告基準（IFRS）の設定主体である国際会計基準審議会（IASB）及びIFRS財団の活動に対し、IASBの前身である国際会計基準委員会（IASC）の創設以来、約40年にわたり深く関与しており、その活動を継続的に支持している。また、IFRS財団の目的である、高品質で容易に理解でき、かつ執行可能性を持った、グローバルに受け入れられる単一の財務報告基準の作成を支持している。さらに、IFRS財団の究極の目的は、IASBが策定したIFRS（以下、「IFRS」という。）が修正されることなくアドプションされることであると理解している。</p> <p>当協会は、我が国におけるIFRSのエンドースメント手続は、IFRSの任意適用の積上げ、及びIFRSに対する積極的な意見発信を図るための方策の一つとして提言され、貴委員会にて対応が行われていると理解しているものの、初度エンドースメント手続における公開草案に対する意見（2014年10月31日）でも述べたように、IFRSのエンドースメント手続を、指定国際基準の指定の手続の一部として制度上確立させるよう関係者との間で調整を図ること、エンドースメント手続の帰結は、究極的には、「修正国際基準」の作成に至ることなく、基準の削除又は修正は行われたいものとするのが望ましいと考える。</p> <p>当協会としては、引き続き、「修正国際基準」による削除又は修正は可能な限り最小限のものとし、やむなく削除又は修正を実施する場合は、その根拠が貴委員会の従来からの国際的な意見発信及び既存の削除又は修正項目と整合的であるかを慎重に検討することを希望する。また、我が国会計基準とIFRSとの差異を縮小することで企業が容易にIFRSへ移行できる環境を整えるという考えに基づき、我が国会計基準の改善の取組を加速することも強く希望する。</p>	
<p>2) 「削除又は修正」することにより生じるリスクについて十分に考慮すべきである。</p>	<p>2013年6月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」という。）に記載されているとおり、我々も、単一で高品質な国際会計基準の策定という目標に我が国が主体的に取り組むことは、日本企業の活動・資金調達に有益であるとともに日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるため、我が国においてIFRSの任意適用の積上げを図ることは重要であると考えている。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>このため、我々はIFRSの任意適用の積上げを図ることを目的とした各種施策が推進されることは適当であると考えており、貴委員会が進めているエンドースメント手続もその目的に貢献することを期待している。</p> <p>IFRSのエンドースメント手続は、IFRSを我が国の制度に組込むための手続としての意義を有するが、我が国がIFRSの任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反するものとならないよう手続を構成・運用することが重要である。特に、我が国においてIFRSの任意適用が着実に拡大しているなか、IFRSを用いる企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメントの本質的判断基準であるべき公益および投資家保護に反していると考えられる証拠はなく、<b>エンドースメント手続の過程でのIFRSの削除または修正は、極めて慎重に行なうことが適当である。</b></p> <p>IFRSのエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用というIFRSを用いる本来の意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に反する作用をもたらす可能性もある。このため、貴委員会には、<b>エンドースメント手続の意義に加え、削除又は修正を行なうリスクも十分に踏まえた対応をお願いしたい。</b></p> <p>具体的には、IFRSの削除又は修正を行う領域と内容の慎重な検討を望む。今次のサイクルで貴委員会の提案している削除又は修正は、初度エンドースメント手続において削除又は修正を行った、その他の包括利益のリサイクリング処理に関連するものに限定されていると理解した。しかし、提案されている削除および修正が、内外の関係者が最善の解決と認める方法であるか否かについては議論の余地がある。削除または修正の最終化にあたっては、内外の会計基準設定における思考と実務上の課題について情報を広く深く収集・検討し、国際的な基準設定を先取りするような削除または修正を立案することが、国際的な会計基準設定に対する我が国の影響力を高めるより有効な方策であると考え。こうした観点から、<b>提案されている削除および修正については関係者からのコメントを踏まえて貴委員会が更に検討を深化させることを期待している。</b></p>	
<b>質問 1 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジ対象とした公正価値ヘッジのノンリサイクリング処理</b>		
3) 本公開草案の提案に同意する。	<p>「IFRS第9号(2013年)」を「削除又は修正」の対象とすることはこれまでの「修正国際基準」の考え方と一貫していると考えられるため、同意する。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>貴委員会の従来からの国際的な意見発信との整合性の観点から、その他の包括利益のリサイクリング処理に関する論点を修正の対象にしたと理解している。</p> <p>初度エンドースメント手続において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品への投資に関するその他の包括利益を、純損益にリサイクリング処理するように、「削除又は修正」している(現行の修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」)。</p> <p>したがって、資本性金融商品への投資をヘッジ対象として公正価値ヘッジを行う場合に、ヘッジ手段に関してその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を純損益にリサイクリング処理するように「削除又は修正」を行う提案は、現行の修正会計基準第2号と整合的であると考える。</p>	
<p>4)「削除又は修正」にあたっては、日本基準における時価ヘッジと同様の方法を認めるべきである。</p>	<p>その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品(以下、「FVTOCI資本性金融商品」という。)への投資をヘッジ対象とする公正価値ヘッジに関して提案された「削除又は修正」は、初度エンドースメント手続において、ヘッジ対象であるFVTOCI資本性金融商品への投資についてその他の包括利益から純損益にリサイクリング処理を行うよう「削除又は修正」したことに対応して、ヘッジ手段も、ヘッジ対象と同様に、その他の包括利益から純損益にリサイクリング処理を行うよう「削除又は修正」したものと理解している。しかし、削除又は修正を行なう場合であっても、次の理由により、提案された方法ではなく、通常の公正価値ヘッジの方法によることも考えられる。</p> <p>—「削除又は修正」の対象は、FVTOCI資本性金融商品への投資をヘッジ対象とする「公正価値ヘッジ」である。それにも関わらず、「削除又は修正」された結果は、ヘッジ対象に係る純損益を認識する際に、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額のうちヘッジ対象に係る純損益に対応する部分を、その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替える「キャッシュ・フロー・ヘッジ」と同様の会計処理となっている。ヘッジの方法と会計処理を整合的に対応させる観点からは、提案されている方法を取る合理性は不明確である。</p> <p>—提案されている方法では、ヘッジ非有効部分が、ヘッジ対象に係る利得又は損失を純損益に認識するまで、その他の包括利益累計額に認識される。一方、ヘッジの非有効部分は原則として発生した時点で純損益に認識することが国際的な会計基準における典型的な処理であり、提案はこれに整合しない。</p> <p>—初度エンドースメント手続における「削除又は修正」によ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>り、修正国際基準におけるFVTOCI 資本性金融商品の会計処理は、IAS 第39号の売却可能金融資産やIFRS 第9号(2014年) 4.1.2A項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産と、その他の包括利益から純損益へのリサイクリングを行う点で類似する。一方で、提案された方法は、こうした金融資産の公正価値ヘッジの会計処理(IAS第39号第89項(b)及びIFRS第9号(2014年) 第6.5.8項(b))との整合性を欠いている。</p> <p>公開草案の処理によれば、資本性金融商品の公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段のデリバティブとヘッジ対象である資本性金融商品のヘッジ開始時からの公正価値の変動を、両方とも当期の損益に計上する処理は認められないように読める。</p> <p>日本基準の場合、その他有価証券に計上している株式をデリバティブでヘッジする場合には、会社法上の処分可能利益の計算の制約等から、実務上は、時価ヘッジ会計を適用し、ヘッジ対象の株式とヘッジ手段のデリバティブのヘッジ開始後の公正価値の変動を当期の損益に計上する処理を用いている場合が多いと思われる。有価証券報告書を見ても、その他有価証券のヘッジには時価ヘッジ会計を用いている例が多いように見受けられる。</p> <p>しかし、JMISについて今回の公開草案のような修正をした場合、連結財務諸表はJMIS、単体財務諸表は日本基準を採用する企業だと、連結財務諸表では繰延ヘッジ的な会計処理を行い、単体財務諸表では時価ヘッジ会計を適用することになり、連単の処理が別れてしまうのではという点が懸念される。</p> <p>株式を売買目的にすれば解決するのではとの意見もあるかもしれないが、それではある特定の期間の公正価値の変動についてのみヘッジする場合には対応できない。また、銀行のように、そもそも株式を売買目的で保有できない業種もある。資本性金融商品の公正価値ヘッジについて、リサイクリングの考え方は維持しつつ、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動を当期の損益に認識する処理も選択肢として認めてはどうか？</p>	
<p><b>質問2 キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベース・アジャストメント</b></p>		
<p>5) 本公開草案の提案の意義を認める。</p>	<p>純損益と包括利益は本質的に認識時期の相違であるという考え方はこれまでの「修正国際基準」の考え方と一貫しており、IFRS9に示されているキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の会計処理はその考え方と一貫しないと考えられるため、改正案に同意する。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>貴委員会は、IASB が IFRS 第 9 号 (2013) において改訂した理由として挙げた、包括利益への 2 度の影響及びベース・アジャストメントが業績事象に該当するという誤解を招くことの懸念に対しては、考え方の相違を示して問題がないとしている(「その他の包括利益の会計処理(案)」第 48 項)。</p> <p>その上で、初度エンドースメント手続においてリサイクリング処理を必要とする理由の一つとして挙げた純損益と包括利益との関係の考え方(現行の修正会計基準第 2 号第 18 項(3))との整合性を図るため、<u>ベース・アジャストメントに関して「削除又は修正」を行うことは、首尾一貫した意見発信をする上である程度の意義がある</u>と考える。</p>	
<p>6)「削除又は修正」することについて説得的な説明が必要である。</p>	<p>「ベース・アジャストメントは、純損益には影響せず、厳密にはノンリサイクリングの問題とは言えない」、「ベース・アジャストメントはヘッジ会計の簡素化として導入されたものであり、削除・修正により実務上の困難さを増幅させることになる」、「論点として些末であり、削除・修正を必要最小限にする観点からそのままよい」という理由から、本提案に賛同しない意見も寄せられた。</p> <p>リサイクリングの主張を補強するためにベース・アジャストメントを削除・修正するのであれば、<u>この主張を行うことで、いかに IASB への意見発信の強化につながるのかについて、説得的な説明が必要である。</u></p> <p>現状、IASB における概念フレームワークの議論において、日本のリサイクリングの主張が十分に受け入れられているとは言えないことから、今後の効果的な意見発信のための有効なアプローチを再度よく検討して欲しい。</p>	
	<p>キャッシュ・フロー・ヘッジのベース・アジャストメントに関する本「削除又は修正」案は、「その他の包括利益の会計処理(案)」第 46 項に記載されている、「概念上、全会計期間を通算した純損益の合計額は、全会計期間を通算した包括利益の合計額と等しくなる」という、貴委員会の考え方に基づくものと理解している。これは、初度エンドースメント手続において、その他の包括利益に含まれたすべての項目について、純損益へのリサイクリング処理を必要とした理由の 1 つであり、本「削除又は修正」が、その他の包括利益のリサイクリング処理を必要とする貴委員会の考え方と一貫したものであることは理解する。<u>ただし、この領域においてリサイクリング処理を導入することの実際上の有用性や、ベース・アジャストメントという会計処理にその他の包括損益を用いることの理論的意義、更には IASB がリサ</u></p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>イクリング処理を導入しない理由として示した事項(IFRS9:BC6.380)への明確かつ具体的な反論が示されることが期待される。</p>	
<p>7) 文言をより明確にすべきである。</p>	<p>提案された処理が最終化される場合、「その他の包括利益の会計処理(案)」第6-2項におけるIFRS第9号第6.5.11項の「削除又は修正」案は、次の文案のように明瞭化することを提案する。(二重下線は追加提案部分、二重取消線は削除提案部分を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>6.5.11 項</p> <p>キャッシュ・フロー・ヘッジが6.4.1項の適格要件を満たしている限りは、ヘッジ関係を次のように会計処理しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) (a)に従ってキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額は、次のように会計処理しなければならない。</p> <p>(i) ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産若しくは非金融負債の認識を生じる場合、又は、非金融資産若しくは非金融負債に係るヘッジされた予定取引が公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合には、企業は、当該金額を<u>その他の包括利益に含めることを通じて</u>キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金から除去する<u>してその他の包括利益に含めるとともに</u>、当該資産又は負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に直接含めなければならない。これは組替調整ではない(IAS第1号「財務諸表の表示」参照)ので、<u>その他の包括利益には影響しない。</u></p> <p>(以下 略)</p> </div>	
<p>8) 同様にオプションの時間的価値の会計処理についても「削除又は修正」が必要である。</p>	<p>IFRS第9号第6.5.15項(b)(i)では、オプションの本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定している場合に、取引に関連したヘッジ対象がその後に非金融資産若しくは非金融負債、又は公正価値ヘッジ会計が適用される非金融資産又は非金融負債に係る確定約定の認識を生じる場合における、ヘッジしているオプションの時間的価値の公正価値変動の累計額について、第6.5.11項(d)(i)のキャッシュ・フロー・ヘッジのベース・アジャストメントと同様の会計処理を規定している。そのため、第6.5.11項(d)(i)を「削除又は修正」の対象とするのであれば、第6.5.15項(b)(i)も同様に「削除又は修正」の対象とすることが整合的である。</p>	



論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
9) その他の項目で「削除又は修正」すべき項目はない。	<p>「削除又は修正」を必要最小限とする貴委員会の判断基準からすると、2013 年中に IASB により公表された会計基準等のうち、質問 1 及び質問 2 で取り上げた項目以外で「削除又は修正」を行うべき項目はないと考える。</p> <p>IFRS は既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用して我が国企業の財務報告が我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。このため、削除又は修正を行うべきと考える項目は存在しない。</p>	
10) 過去のエンドースメント手続の結果について引き続き検討すべきである。	<p>前回の修正国際会計基準を審議するにあたり、「削除又は修正」を行わずに採択した項目のうち、特に懸念が寄せられたその他の項目として列挙された「資産に関する公正価値測定範囲」、ならびに「金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値変動」について、削除又は修正の検討を続行すべきである。</p>	

以上